

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

市役所前公園ほか3公園池清掃業務(一般委託)仕様書

市役所前公園ほか3公園池清掃業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、環境及び衛生の増進を図るため、公園内の池清掃を行うものである。
2	履行期間	契約締結の日 から令和6年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市小川町9番1ほか3箇所
4	業務内容	別紙「業務仕様書」参照
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 一般廃棄物収集運搬業許可(限定許可の場合、公園等清掃ごみが扱えること)(横須賀市)
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託)：単位(/回)
9	支払方法	本件は2回払い(9月・3月末締め)につき、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満端数切捨て)するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ <input type="checkbox"/> 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要
12	その他事項	(1) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 (2) 契約時本市から指示があった場合は、現場代理人を配置すること。 (3) 委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定である。 なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。
13	監督員 連絡先	建設部公園管理課 担当 河原木 洋輔 046-822-9636

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
----------------------------------	---

内 訳 表

(税抜き)

種別	細別	単位	予定数量	上限単価	契約単価
池清掃	市役所前公園	回	8	63,300	
	宇東川公園	回	1	31,650	
	栄地谷公園	回	1	44,310	
	根岸第2公園	回	1	44,310	

※ 契約単価欄は、契約者が記入する。

※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額(税抜き)の総額を入札金額とすること。

業務仕様書

1 一般事項

- (1) 業務実施に当たって、公園利用者に対し、危険のないよう充分注意し、もし作業中に公園利用者へ被害を及ぼした場合には、監督員に速やかに報告し、受託者の責任において処理すること。
- (2) 受託者は、監督員の指示及び本仕様書に従い、適正な業務の履行に努めること。
- (3) 作業中は、公園内に必ず作業表示板を表示し、公園利用者に迷惑がかからぬよう充分に配慮すること。
- (4) 清掃に用いる機械器具及び消耗品等はすべて受託者の負担とする。
なお、事前に監督員の承諾を得たうえで消毒薬品等を使用すること。
- (5) 受託者は、年間作業計画表を必ず提出すること。
年間作業計画表は、清掃日・清掃業務内容・業務責任者名を必ず記入して作成すること。
- (6) 受託者は、業務完了後の精算時には速やかに完了届及び業務写真を委託者に提出すること。
検査に必要な業務写真は、不明瞭にならないよう注意して撮影し、写真帳（A4判）に分かり易く整理した上で遅滞なく提出すること。
業務状況が確認出来るように作業前・作業中・作業後を同一の場所から撮影した写真とする。また、日付入りの看板を付けて撮影すること。
- (7) 天候や工事等の理由により、業務が実施出来ない場合は、速やかに監督員に報告すること。また、イベント等により業務が実施出来ない場合があるので、その都度日程を調整すること。
- (8) 本仕様書に明記ない事項で、疑義が生じた場合には、監督員と協議し遺漏のない様、履行すること。

2 業務内容

- (1) 池の機械を停止した後、池の水を完全に排出する。
- (2) 水抜き後、藻が発生している箇所に消毒液を散布し、清掃する。
- (3) 池本体・滝・噴水・水中照明柵内・流れ・排水ピット・受水槽を人力・高圧洗浄機及びポンプ等を併用し、清掃する。（汚れた水の逆流を防止するため、高圧洗浄機を2台以上使用することが望ましい。水中ポンプは、各柵で同時使用して効率的に作業を行うため、複数台使用することが望ましい。）
- (4) 水中照明柵内、ポンプピットの最終柵内のゴミ・砂・藻等は、乾湿掃除機等を使用して底に溜まったものまで除去する。
- (5) ろ過ポンプストレーナー等の吸い込み口（パンチング孔）の詰まりは、池機械故障の原因となるため、デッキブラシ及び高圧洗浄機等を使用し、特に入念に清掃すること。
- (6) 清掃作業後は、消毒液を散布してから水張りし、水張り完了まで確認する。（水張りは、市役所前公園のみ実施する）
- (7) 給水及び排水作業については、監督員の指示に従うこと。

- (8) 池の機械に異常があった場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (9) 当該公園で発生したゴミ等の廃棄物は、受託者の責任において、本市の処理場に処分すること。

3 月別予定表

公園名	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
市役所前公園	1回	2回	1回	1回	1回	1回	1回	8回
宇東川公園	1							1回
栄地谷公園	1							1回
根岸第2公園	1							1回

4 池清掃箇所一覧表

公園名	所在地
市役所前公園	小川町9番1
宇東川公園	佐野町1丁目34番1
栄地谷公園	平作5丁目1544番65
根岸第2公園	根岸町4丁目15番地